

◎新潟県告示第1422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条乙線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市十二天字糸ノ橋 109 番 3 から	新	7.5～8.9メートル	102.9メートル
同市十二天字糸ノ橋204番2まで	旧	7.5～8.9メートル	102.9メートル

備考 路線の重用

一部区間県道荒井浜黒川線と重用